

第 23 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 5 日)

平成 20 年 10 月 2 日 (木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	15番	石 黒 永 剛		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (27名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
	欠 席 者 (名)			
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1 名)	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 発議第 9 号 佐用健康福祉事務所・農業改良普及センター・土木事務所の存続を求める意見書（案）
- 日程第 2 . 発議第 10 号 「事故米」の食用転用事件に関する意見書（案）
- 日程第 3 . 議案第 74 号 佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4 . 議案第 77 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 5 . 議案第 78 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 6 . 議案第 79 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 7 . 認定第 1 号 平成 19 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8 . 認定第 2 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9 . 認定第 3 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10 . 認定第 4 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11 . 認定第 5 号 平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12 . 認定第 6 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13 . 認定第 7 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14 . 認定第 8 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15 . 認定第 9 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16 . 認定第 10 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 17 . 認定第 11 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 18 . 認定第 12 号 平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 19 . 認定第 13 号 平成 19 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 20 . 認定第 14 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 21 . 認定第 15 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 22 . 同意第 8 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 23 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

午前09時30分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠に苦労さんでございます。

過日の本会議以来、それぞれ常任委員会等ご出席いただき、各慎重審議を賜り、大変ご苦労様でございました。

開会に先立ちご報告申し上げておきますが、本日議員発議案件が2件、公平委員会委員の選任同意案件が1件追加提案されております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

なお定例会のため地方自治法第121条の規定により、出席を求めたものは、町長、副町長、教育長、天文台長、各課長、各支所長、消防長であります。よろしく願いをいたします。

なお、石黒議員の方から、本日、検査入院のため早退させて欲しいということの届出が出ております。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第1．発議第9号 佐用健康福祉事務所・農業改良普及センター・土木事務所の存続を求める意見書（案）

議長（西岡 正君） 日程第1に入ります。発議第9号、佐用健康福祉事務所・農業改良普及センター・土木事務所の存続を求める意見書を議題とします。案をです、失礼、意見書(案)を議題といたします。

発議第9号については、発議提出者の説明を求めたいと思います。20番、吉井秀美君。

〔20番 吉井秀美君 登壇〕

20番（吉井秀美君） 皆さん、おはようございます。20番、吉井です。

発議第9号、佐用健康福祉事務所・農業改良普及センター・土木事務所の存続を求める意見書（案）の提案説明を行います。

佐用健康福祉事務所については、特に、精神保健では、現在、精神保健福祉士等も配置され年々増加傾向にある精神関係の相談に適切な指導、助言がされており、廃止されれば重大な支障がでることは明らかです。また農業改良普及センターは、地域の農業振興の指導拠点として、本町農家への営農・耕作指導の積極的な役割を果たしています。今回の県行革案のように、JA事務所において週2ないし3日程度の職員配置では、農家への営農指導等は不十分となるのは明らかで、本町の農業が衰退することとなり、これだけ食の安全が叫ばれ食糧需給率の向上が求められていることに逆行するものです。

そして、土木事務所については、道路パトロール業務だけとなれば、近くでは、2004年の河川災害を顧みれば、災害から町民を守る責任の放棄に等しいと言わざるを得ないものであり、町民の対場から断じて認められないものです。これほど、町民に重大な支障をきたすことが明らかな県行革に議会が何も声を挙げなければ、町民への背信行為に等しいものです。

町民の生活養護の立場から皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（西岡 正君） 発議第9号に対する説明が終わりました。
本発議につきましては、本日即決といたします。
発議第9号に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 発議、この第9号、ただ今説明のありました件につきまして、私といたしましては、反対討論を

〔「討論、質疑、質疑」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 違います。質疑ですんで、今ですから。

12番（大下吉三郎君） ああ。

議長（西岡 正君） はい、質疑ありますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） 今まあ、農業改良普及センターも、そういう形で、廃止になるということで説明があって、そういう方向に進んでおるということも、私らも承知をしておるわけですが、センターに去年でもかまいません。今年でもかまわないですが、農業指導を受けておる佐用町の農家いうたらどのくらいあるかご存知ですか。

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） あの、件数については、調査をしておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） その件数が分らなかったら、内容は分かりますか。

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 例えば、県が限界集落等に対する地元での特産、そういった物を作るための助言とか、そういったことはやられております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） あのね、そういうふうな物つくるための助言が普及センターの大きな仕事であっても、これまた困ると思うんです。もうちょっと、基本的なもんでなかったらいけんですが、勿論、こういうことが存続されるということは、それは、まあ必要なことだろうと思うんですが、まあ、行革の中で決定された以上ね、あまり反対ばかりしておられるのかなという思いもあります。私自身ね。そういうようなことで、何でもかんでもいうのは、ちょっとどうかという気持ちです。今。はい。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。原案に反対の方の討論ありますか。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） 発議第 9 号、佐用福祉事務所また農業改良普及センター・土木事務所等の存在を求める、この意見書（案）につきまして、非常に佐用郡という 1 つの地形的な立地条件からして、県の出先機関というものが非常に大切かと思っております。

ただしながら、県の方につきましても、行革という 1 つの新しい 1 つの政策がとられる中で、佐用郡としても、非常に残念ではありますが、県民局並びに、この種の出先機関等の廃止ということになってきますと、その中で、やはり重要な、全て重要でございますけれども、県民局の存在ということを見れば、これらの出先の健康福祉事務所、改良普及センター、土木事務所等のことにつきましては、やむを得ないのかなと。非常に残念ではありますが、県民局の存在ということを一途に挙げてきたわれわれとしましては、それを置いていただくということになれば、これらの出先については、やむを得ないのかなと。これらの後のフォローにつきましても、今後、県民局との対応の中で、取り組んでいきたいと、この様に思い、この件については、反対をいたします。

議長（西岡 正君） はい、次。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 賛成討論。よろしい。

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、賛成討論を行います。

21 番、鍋島です。私は、佐用健康福祉事務所・農業改良普及センター・土木事務所の廃止、縮小に反対し、その存続を求める意見書の賛成討論をいたします。

その第 1 の理由は、提案説明にもあったように、この 3 施設の廃止、縮小は町民生活に重大な支障をきたすものであり、断じて容認できないものであります。

第 2 の理由として、これだけの県民サービスを低下させる理由として、県は、震災で借金が膨らんだからとしていますが、震災復興事業の 7 割は暮らしの再建と関係のない大型開発であります。また、県が 90 年代に先行取得し、何の活用もせず長期に亘り持ち続けている使用付け土地の金利だけで 324 億円。県は、これを買戻す予定ですが、2,000 億円もの新たな借金が必要と言われていています。県民から見ると、許されない税金の無駄使いであります。この様に、今回の行革は、県の財政運営の失敗のしわ寄せを町に押し付けるものであり、問題があると言わざるを得ないものです。

最後に、この新行革プラン、兵庫県の最終案があたかも決定されたかなような、誤った情報が流されているようですが、ご存知のように、兵庫県議会は本日 2 日に県推進条例を採決し、この新行革プランである兵庫県新行財政構造改革推進方策の議決は、この 6 日に予定されているものであり、佐用町議会が本日議決することは、時期に合った処置であることを指摘するものであります。そして、また一部に県民局との交換条件という云々の議論がされていますが、町民は、これだけの支障きたす代償として、県民局は残るからいいという、そういうことではありません。やはり、町民生活に支障をきたすものについては、議会としては、きちっと物を言う必要があります。

先ほどの農業問題にしても、これは町関係者がよくご存知のように普及センター、町、農協と一体となって、集落営農等とですね、佐用町の農業推進の協議を地道に一貫して築き上げてきており、これを潰すことにならざるを得ないことも指摘して、賛成討論いたします。

議長（西岡 正君） はい、他に、ございますか。

ないようですので、発議 9 号についての討論を終結いたします。

これより、発議第 9 号を採決します。この採決は、挙手によって行ないます。

発議第 9 号は、原案のとおり採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 10 名の反対者がございます。

〔鍋島君「賛成者」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 賛成者がございます。従いまして、同数になりますので、議長の私が、

〔鍋島君「同数かどうか、棄権があるかも分らんかった」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 何ですか。

21 番（鍋島裕文君） 棄権があるか分らんから、取ってみないの反対。

〔山本君「それはいかんは。可を諮るんやから」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 9名やろ。10名って。10対10ですんで、議長の私が採決をさせていただきますと思います。

発議第9号は、議長採決ということでございますので、否決いたします。

日程第2．発議第10号 「事故米」の食用転用事件に関する意見書（案）

議長（西岡 正君） 続いて、日程第2に入ります。

発議第10号、「事故米」の食用転用に関する意見書案を議題とします
事務局長に朗読させます。

議会事務局長（岡本一良君） 発議第10号、「事故米」の食用転用事件に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり佐用町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成20年10月2日提出。

提案者、佐用町議会議員、笹田鈴香。

賛成者、佐用町議会議員、松尾文雄。同じく、岡本義次。同じく、石黒永剛。同じく、山本幹雄。同じく、高木照雄。同じく、山田弘治。同じく、鍋島裕文。同じく、吉井秀美。同じく、平岡きぬ系。同じく、金谷英志。

理由、「事故米」の食用転用できない対策を講じるため。

以上です。

議長（西岡 正君） 事務局長の朗読は終わりました。

発議10号について、発議提出者の説明を求めます。5番、笹田鈴香君。

〔5番 笹田鈴香君 登壇〕

5番（笹田鈴香君） 失礼します。5番、笹田鈴香でございます。

発議第10号、「事故米」の食用転用事件に関する意見書（案）について、提案説明をいたします。

今、食の安全が言われている中で、汚染米の問題は、毒性の強い発がん性のカビや農薬に汚染された米が不正に食用として流通していた問題ですが、汚染米と分っていながら国内に流通させていた農水省の責任は大変重大です。米穀加工販売会社「三笠フーズ」で発覚した、工業用「事故米」の食用への転用事件は、食の安全・安心・信頼を求める国民世論に真っ向から挑戦する、大変許しがたい事件です。これを未然に防止できなかっただけでなく、1年前に「告発」がありながら、これを見抜けなかった農林水産省の責任は明白です。

今回の事件が氷山の一角でないことは明らかであり、食品の偽装事件が後を絶たない食品業界にあって、三笠フーズだけが特殊だったとは思われません。徹底した説明と対策が必要です。

世界が食糧危機に直面するなかで、ミニマムアクセス米の輸入を強行し、多くの在庫を抱える中で起きているという事態は重要です。ミニマムアクセス米の輸入は中止し、国内での米増産と備蓄制度も棚上げ方式にすることで、工業原料も確保できます。

今回の事件の全容を説明するとともに、抜本的な防止対策や制度改善とともに、主食を

輸入しなくても良い国を作るため、次の4点の実現を強く求めます。

- 1、今回の全容を徹底解明し公表すること。
 - 2、今回のような事件を二度と起こさないよう万全の対策を実施すること。
 - 3、「事故米」は食用に転用ができないような対策をとること。今回転用されたすべてのルート、事例について公表すること。関連する会社の責任をはっきり解明すること。
 - 4、ミニマムアクセス米の輸入は止めること。
- 以上、提案説明とさせていただきます。どうか、皆さんの賛同をよろしく願います。

議長（西岡 正君） 発議第10号に対する説明が終わりました。
本発議につきましても、本日即決といたします。
発議第10号に対する質疑を行ないます。質疑のある方。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） 13番、岡本です。
文言説明なんですけどね、意見書（案）の中にある、国内での米増産と備蓄制度も棚上げ方式にすることとなっているんですけども、棚上げ方式ということは、ちょっと、ということなんでしょう。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 備蓄制度の中には、展開方式と、ああ、階転方式。階段の階と、転じるという字を書いた、階転方式というのと、この棚上げ方式の2つあるんですけども、棚上げ方式というのは、5年ほど、その米を備蓄しておいて、それから、その米を放出する。つまり工業用なんかに使えばいいというのが棚上げ方式です。
で、もう1つ言いますと、今やられている日本の、そのやり方は、先ほど言いました階転方式で、階転方式というのは、今年取れた米を来年1年置いて、その次に出す。また、だから短期間で全部出すということで、棚上げ方式というのは、5年ほど置いてから出すという方式です。

議長（西岡 正君） はい、岡本議員よろしいですか。よろしいですか。

13番（岡本安夫君） ええ、ちょっと待って。

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） で、その一番最大のメリットは何ですか。その棚上げ方式にするというメリットは。あえて、棚上げ方式にすることということを挙げられている理由ですね。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それは、今言っている、この提案説明の中で言っているのは、その

5年ほど置けばいいということですが、その置いている、置かずに毎年毎年出していること。出していると、結局、お米がとれなかった、冷害でとれないとか、干ばつでとれないとか、そういった時に、やはり置いておかないと役に立たないということで、一応それを置いておくと、その中でも、この今言っているのは、ミニマムアクセス米じゃなくって、国内産の米を棚上げ方式で置いておくという意味で説明の理由とします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
はい、他に。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） はい、あの、まああの、全体的に僕反対する気はないんですが、ミニマムアクセス米の輸入を止めることということには、ちょっと抵抗するんですが、そのミニマムアクセス米が、現在、どのくらい日本に入って、その内のどれくらいが汚染米であったり事故米であったかということわかりますか。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） ミニマムアクセス米は、毎年毎年約77万トンほど入っています。で、今回ですけれども、ちょっと待ってくださいね。8割ほどが、この事故米として発覚しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） 8割ということは、約60万トンぐらいが事故米になっとんですか。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、この公表されている分ですと、今、農水省が5年間の、過去5年間公表しているんですけども、その数は、約7,401トンです。で、それと付け加えますと、平成18年度に三笠フーズに売却した、その事故米が約902トン。それから、17年度には、200トン。19年度には69トンということで、特に、その18年度が、たくさん三笠フーズの方に回っております。一応事故米ということなんですが、1年毎には、いろいろありますので、過去5年間の公表で言うと、すいません902トンです。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） お聞きしておるのは、輸入されたミニマムアクセス米、年間 77 万トン輸入されておる。その 8 割が汚染米、事故米ということなんでしょ。それ今、言われとんは、1,000 トン単位の話しか出ておらんのですが、他のやつは、それ全部在庫されておるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） はい、あの、他の分というかどうかですか。

14 番（矢内作夫君） 60 万トンの汚染米ですわ。

5 番（笹田鈴香君） ちょっと待って。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） すいません。平成 18 年度に北海道の農政事務所が約 61 キロ。これは随意契約をしているわけなんですけれども、すいません細かい数字がちょっと調べておりません。すいません。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってくださいね。ちょっと待ってください。
はい、他にありますか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） あの、棚上げされて、5 年以内に、こう転階で出される言われましたわね。そういう米については変質とか、完全な管理がされて出されていくのか。
それと、もう 1 点、外国から 77 万トン輸入されておるわけなんですけども、今から 7、8 年から 10 年程前だったんですが、国内がこう、冷害によりましてね、米不足になった時があったわけなんです。その時に、政府も、県の方も慌てて外国の方にお米をね、緊急輸入されたような状態があるわけなんです。今ここでこれをストップしてもたんやといった時に、そういった事故米、今確かに問題は、たくさんありますけどね、そういう緊急の時に、今、こういう中止してしまった時に、こう米が、直ぐ入って来るようなパイプ言うんですか、話はちゃんと進めてのことなんでしょ。それ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） ですから、その今のやり方が、さっき言った転階方式なんで、備蓄がないわけですね、もう 1 年しかないから、今この求めているのは、日本の米を 5 年間置いて、で、その後、その時に何かあれば、それを出すと。で、それで、5 年間経つと、その 5 年後には、それを食糧じゃなくて、各工業用とか、そういった風に出すということ

の棚上げ方式です。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） それで、その5年間置いておいて変色するとか、こう、ちょっと具合悪くなったのを、それを、今言うたように事故米みたいな感じで工業用に出すというようなことですか。古いやつは。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、事故米と決めてしまうわけじゃ、国内のんであれば、農薬汚染を一応されてないという基準を満たして出しますね。出荷しますね農家は。ですから、日本の米は、安全ですから、それを5年間置くと、事故米には、例え変質したとしても、5年後には、その工業用として、食糧としては出しませんから、その方式はいいということです。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 先ほど、ちょっと、答えもらわなかったんですけども、77万トンずっと輸入されてきておると。そういうルートが開けてますはね。今後、外国との、いろんな米の問題についての、また摩擦もあってくるんじゃないかと思うんです。そんな中で、今から始めて、冷害があった時に米がないなっということ、ペケしといて、また向こうへ直ぐ言ってもね、それは可能な状況においても、これ反対という意味ですか。こういうことするんですか、それ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 結局、今、農家は減反を押し付けられてますね。ですから、とれる米もとれない。生産できないわけですね。ですから、ここにもありますけど、国内の増産ということでね、減反を押し付けをやめさせて、また押し付ける、そのミニマムアクセス米の、その貿易ね、輸入をすることを止めさせて、この方式に農水省にやってくれということで、提案しているんです。

議長（西岡 正君） はい、他に。矢内さんありますか。

14番（矢内作夫君） はい。

議長（西岡 正君） はい。

14番（矢内作夫君） 僕は、このね、ミニマムアクセス米の輸入は止めることじゃなしに、汚染されたミニマムアクセス米は絶対に受け取らないというふうに文言変えていただけ

らなというふうに思うんですが、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

〔鍋島君「ミニマムアクセス米反対いうふうに言うたらええ」と呼ぶ〕

〔「(聴取不能)」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） 静かにお願いします。
笹田鈴香君。
静かにしてください。はい。

5 番（笹田鈴香君） そしたら、この前の、ミニマムアクセス米を輸入しないという意見書で挙げましたけども、その時賛成された理由は何ですか。

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 今回ね、今回出されておるんは、その事故米に関する意見書なんですよ。ですから、この事故米というのは、ミニマムアクセスの事故米が問題になっただけから、そのことを言っておるわけです。

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） でも、そのミニマムアクセス米は、義務的でも何でもないので、断って増産してすればいいわけで、そのミニマムアクセス米、今までの中では、こういった汚染米が日本の中では生れなかったわけですから、危険があるということなんで、特に、今回事故米と、それから結び付けておりますが、発覚したのもミニマムアクセス米の中だったんで、文言は変える必要はないと思います。

14 番（矢内作夫君） もうよろしい。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。まず、原案に反対の方ありますか。

〔反対討論なし〕

議長（西岡 正君） はい、それでは。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 賛成討論ですけど。

議長（西岡 正君） はい。

6 番（金谷英志君） 事故米の食用転用事件に関する意見書採択の賛成討論を行います。
お菓子から学校給食、病院まで佐用町においても、輸入事故米の被害は広がっております。この事故米転用事件は食材の安全性を信用して納入した業者、事業者も被害者であると言えます。事故米の 8 割は、海外からの輸入米、ミニマムアクセス米であります。意見書は 6 月議会で採択したミニマムアクセス米輸入一時停止に関する意見書の意思に沿うものであり、事件の全容解明、対策は緊急の課題であります。議員各位の賛同を求め、採択賛成の討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。
ないようですので、発議 10 号についての討論を終結いたします。
これより、発議第 10 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
発議第 10 号は、原案のとおり採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、発議第 10 号、「事故米」の食用転用に関する意見書案を、原案のとおり、採択することは、可決されました。

-
- 日程第 3 . 議案第 74 号 佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 4 . 議案第 77 号 佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 5 . 議案第 78 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 6 . 議案第 79 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 3 に入りますが、日程第 3 ないし日程第 6 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
議案第 74 号、議案第 77 号、議案第 78 号、議案第 79 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。
厚生常任委員会委員長、山本幹雄君。

〔厚生常任委員長 山本幹雄君 登壇〕

厚生常任委員長（山本幹雄君） 厚生常任委員会の報告をいたします。
第 23 回定例会において、本委員会が付託された事件について審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則 73 条の規定により報告します。
日時は、平成 20 年 9 月 17 日、9 時 26 分より開催しました。

場所は、役場 3 階議員控室。

出席議員は、7 名全員であります。

当局、説明のため出席した者としましては、町長、副町長、住民課長、下水道課長であります。

第 23 回定例会付託案件審査について、議案第 74 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてと、議案第 77 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について、そして議案第 78 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、議案第 79 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第 74 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例については、担当課長の方から次のような説明がなされました。

今回の条例改正は、公益法人制度の 3 法が平成 18 年 6 月に公布され、この 20 年度 12 月 1 日から施行されこと印鑑条例につきましても改正をする必要ができたことによる改正であります。3 法ですが、1 つ目は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律。この中で、特に民法に定めていた公益法人に関する制度が改められ、登記により法人格を取得できるような制度に変わっている。

2 つ目は、法人の登記が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律。これは設立の許可とか、これに対する監督を、主務官庁の裁量により行う民法の制度を改め、独立した委員会等の意見に基づいて公益性を認定するような法律になる。

3 点目は、上記 2 つの法律の改正による、関係法令の整備等による法改正であります。このことにより、これまでは、民法によつての法人格の許可とであったが、今後は法律によつて法人格が登記できるようになった。

それで、法律規定上のポイントについて、民法に法人に関する規定が大幅に改正された。特に、民法の 34 条で規定されていた公益法人の根拠及びその手続き規定が削除された。新制度では、一点の要件を満たした場合、登記することにより非営利法人としての法人格を取得できる制度を創設されたということでもあります。

そのことにより、今回、町条例の改正を行おうというものであります。

課長の説明後、質疑にはいりまいた。

質疑として、「公益 3 法が改正されたのが、平成 18 年 6 月です。この町の条例が制定されたのが、この 3 月ですから、3 月議会の時点での提案を制定をされなかののか。」答弁としまして、「3 法の改正が、2 年半後に施行されるというような法律の中で謳われている。この 12 月に施行されるということで、今回上程をさせていただいた。」

「この団体が行うことは何か。佐用町において、どういう団体が、この認可を受けるのか。」答弁としまして、「集会場とか、集会場の土地とかを、集落名義で持とうとした時、この印鑑登録が必要になってくる。現在、佐用町になって、印鑑登録はない。」質疑としまして、「尋ねてきた人はいるが、実際に行った人はいない。手続きが非常に複雑であるから、それが今回必要なくなるということか。」答弁としまして、「地方自治法の中では、規約とか構成員とか会議とか、書類は作るようにはなっている。許可制から登記制になったという点において変わっているが、書類的には、あまり変わってない。」

「再度聞くが役場の職員の説明を聞いたら、十分に分る内容か。職員の説明を受けたら、登記しようということになるのか。それとも、そうでないのか。」という質問に対して、答弁として、「手続き上は、総務課へ行っていただかないといけない。」

質疑として、「この制度を活用した所ないと方向だが、以前は、この制度を条例化した時、説明、周知を、集落でできるかと聞いたが、周知の方法を聞かせていただきたい。」「大変申し訳ないですが、総務課の関係と思います。」

それぞれの集落で、土地や山、ああ質疑として、「それぞれの集落で、土地や山に、公民館なんかがありますね。それを登記しようと思えば、そういう手続きでやっていくということですか。」答弁として、「各集落にまで出向いて行ってはしないが、自治会長会では報告させていただいた。ただ、現実には、法人格と同じ様に、集落の中でも相談していただき会議録をとったりしていただかないといけないので、具体的に働きかけがないのが現状ですが、今後は、恐らくそういった可能性が出て来るのではないかと思います。昔は、集落で持てないので、個人名義で誰々他何名という形で持っていたが、その方が亡くなれば、その都度、相続登記をしなければいけない。ややこしい手続きが必要であり、そういったことの反省から、こういうことができたと思います。

質疑、「集落が代表で登記できるような問題とは、違うのか。」答弁、「この法律の中身なので、印鑑とは、別の話です。」

質疑、「その改正によって、町の影響は文言、資格、登録者の資格等の文言の変更で、どんな影響が出るのか。」答弁、「改正による影響はない。」

以上の様な質疑がなされ、続いて討論に入ったが、討論はなく討論を打ち切った。

議案第 74 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について、採決を行った結果、挙手全員で原案どおり可決されました。

続いて、議案第 77 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について、担当課の説明を受け、説明は、「町水道を含めて空き家状態になって汚水を流さない状態になっていても下水道の使用者、下水の受益者として幾分の負担をしていただくという休止料金制度を設けておりましたが、今回、廃止するという形の中で、休止、廃止、再開等の要綱を特別休止料金をいただくためにつくっていたものを廃止し、標準下水道条例に沿うような料金体系に定めていく。使用料金の算定ですが、第 20 条の関係ですが、使用者、使用人数に変えております。それから、月の中途においては、使用日数が使用開始 1 日であっても、廃止が 1 日、月にかかっているも、基本料金を 3,000 円はいただきます。月の半分以上の場合は、1 カ月算定になる。16 日未満は、基本料金を半分にする。従量制についても同じ様な形態で、従量制の基本料金は、10 立方メートルでございますんで、5 立方メートル以下に限り 1 ヶ月の使用日数が 16 日未満であり、かつ、その場合は 2 分の 1 にしますよという条例改正であります。一時使用という方にもし易く、料金体系をきっちりするという形の中で、条例改正しようというものであります。」

補足説明は終わり、続いて質疑に入りました。

質疑、「現行の(11)、(12)、(13)、(14)の文言を削除し、(15)が(11)になるが、定義で使用開始・休止・廃止・再開の文言を削除するというが、問題はないのか。」答弁としまして、「問題はない。かえってすっきりします。」

質問、「6 カ月以上長期不在の状態が休止でしたけども、今後、休止というのは、次の日からでも休止。」答弁、「町水道も下水道も、届出をしていただいても、1 日で再開するという場合は、水道の方ですが、手数料が発生しますので、どちらが得か分からない。」

質問、「これをすることにより、どれぐらいの減額になるのか。」答弁としまして、「100 万ぐらいはゆうにみておいたほうがよいかも。使っているかどうかは、判断しにくく、町水道を全く使用していない家も何軒かあると思うが、基本的には、町水道を使用しているという前提で開栓した日からということになる。」

質疑、「これから、当然、周知していくが、この改正に伴って 10 月 1 日より適用されるということになれば、現行の休止者に対する周知は、どのようなスケジュールで行うのか。」答弁、「当然、11 月分の請求から行いたいですが、通知文を個別に送付しようと思う。」

以上のような質疑がなされ、質疑がないようなので、続いて、討論に入りました。

討論もなしでありました。討論がないようなので、討論を終結し、議案第 77 号の原案

に対して、賛成者の挙手を求め、採決の結果、挙手全員で、議案第 77 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

続いて、休憩の後、議案第 78 号 佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、本案についても、説明を担当課長から求めた。

「コミュニティ・プラント福吉力万の処理場関係、農業集落排水施設は三町にある施設が対象であります。条例の内容としては、字句の違いは多少あっても、休止料金の廃止及び月の中途の使用開始等に関する使用料金の関係、家族数を使用人員数に改める問題、全く同じであります。」

説明が終了し、続いて質疑に入る。質疑はなく、続いて討論に入るが、討論もなし。討論を終結し、ただちに議案第 78 号の原案に対しての採決に入った。

議案第 78 号の賛成の方の挙手を求め、挙手全員で、議案第 78 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 79 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について、原案についても担当課長の説明を求めた。

「生活排水処理事業特別会計の中の旧佐用地域の浄化槽が対象になっている。さわやか協議会の形を準用していく形になる。基本的に休止料金の廃止及び月の中途の使用開始に関する減額要綱を定めたものである。公共下水道条例に準用した形に整理し、条例改正した。」

説明が終了し、質疑に入る。

質疑、「個別排水処理というのは、建設の時のあり方からして個人の施設、財産になるのではないか。個別浄化槽は性格上休止とすれば、ややこしくならないか。」答弁、「数日だったら、そのままの方が処理できるという個別浄化槽自体が、そういう代物であります。」

質問を終了し、討論に入る。討論がなく、討論を終結する。

続いて、議案 79 号の採決を諮る。議案第 79 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手を求める。挙手、全員で、議案第 79 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

以上で、厚生委員会に付託された事件 4 件についての報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員会委員長の審査報告は終わりました。

議案第 74 号から順次、委員長の報告に対して質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしく願いいたします。

議案第 74 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑を行ないますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。まず、原案に反対討論の方からお願いしたいと思いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 74 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 74 号、佐用町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
議案第 77 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、まず、原案に対する反対の討論の方お願いしたいと思いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 77 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 77 号、佐用町公共下水道条例の一部を改正する条例については、可決されました。
議案第 78 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 78 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 78 号、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については、可決されました。

議案第 79 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対して質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 79 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 79 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 7 . 認定第 1 号 平成 19 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8 . 認定第 2 号 平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9 . 認定第 3 号 平成 19 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10 . 認定第 4 号 平成 19 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11 . 認定第 5 号 平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 12 . 認定第 6 号 平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 13 . 認定第 7 号 平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 14 . 認定第 8 号 平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 15 . 認定第 9 号 平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 16 . 認定第 10 号 平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

- 日程第 17 . 認定第 11 号 平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 日程第 18 . 認定第 12 号 平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 日程第 19 . 認定第 13 号 平成 19 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 日程第 20 . 認定第 14 号 平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(委員長報告)
- 日程第 21 . 認定第 15 号 平成 19 年度佐用町水道事業会計決算の認定について(委員長報告)

議長(西岡 正君) 日程 7 に入ります。日程第 7 ないし日程第 21 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。
認定第 1 号ないし認定第 15 号については、所管の決算特別委員会に審査を付託しておりますので、決算特別委員長の審査報告を求めます。
決算特別委員会委員長、森本和生君。

〔決算特別委員会委員長 森本和生君 登壇〕

決算特別委員会委員長(森本和生君) 決算特別委員会の審査の報告をいたします。
決算特別委員会の委員長、森本和生です。
第 23 回、佐用町議会定例会において付託されました事件の審査の経過及び結果について、会議規則第 73 条の規定により報告いたします。
日時、平成 20 年 9 月 10 日及び 11 日の 2 日間、午前 9 時より、場所、佐用町本会議場。
出席議員は、議員全員出席、10 日に 1 名早退、松尾委員。
説明のための出席職員、町長及び関係職員の出席であります。事務局職員も局長及び関係職員の出席であります。
審査事項、認定第 1 号、平成 19 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について。
認定第 2 号、平成 19 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。
認定第 3 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。
認定第 4 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。
認定第 5 号、平成 19 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について。
認定第 6 号、平成 19 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
認定第 7 号、平成 19 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
認定第 8 号、平成 19 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
認定第 9 号、平成 19 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について。
認定第 10 号、平成 19 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について。
認定第 11 号、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について。
認定第 12 号、平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 13 号、平成 19 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 14 号、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第 15 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計決算の認定についての審査を 2 日間の日程で行い、午後 4 時 20 分に閉会いたしました。

次に、審査の経過及び結果についてであります。当委員会は、全員による委員会であり、詳細については、委員会の会議録を見ていただき、質疑の主な点を報告いたします。

まず、認定第 1 号、平成 19 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

まず、財産に関する調書について、質疑として、社会福祉協議会への出資金と出捐金で、残した理由は。

続いて、歳入についてであります。町税の町民税と固定資産税、軽自動車税の滞納、不納欠損の徴収のあり方。小集落事業に係る所有権移転の未登記問題。税源移譲による個人町民税の増額。ゴルフ場関係会社の滞納について。県民緑税で市町に交付される基準。保育料の滞納について、卒園してからも収めるのか。財産収入では、町地域福祉基金、出資金の戻し入れ。諸収入では、貸付金の滞納について、収入未済との関係がはっきりしていない、債権保全はできているか。等であります。

続いて歳出に入り、議会費では、議長交際費の公開は。総務費では、職員の時間外手当と時間外の管理はできているか。町長交際費と町渉外費の公開は。地域づくり協議会などの補助金については、佐用チャンネルに問題はないか。民生費では、後期高齢者医療の見直しのシステムについて。知的障害者通園費助成金の継続について。けんこうの里三日月、上月の体育館、石井の屋内運動場の利用と運営について。長谷交流センターの指定管理者制度と奥海のオートキャンプ場の管理と運営について。資源化棟業務管理委託料の委託料の増は何か。衛生費では、乳幼児医師委託料と妊婦健診の委託料増は。農林水産業費では、野生動物防護柵設置補助金について。水田農業元気アップ事業 3 カ所の内訳は。未包牧場のし尿処理機休止状態に対する指導を。現在の地籍調査の進捗状況と県との連携を。ということで、1 日目は、午後 5 時 46 分に 1 日目を終了し散会いたしました。

2 日目に入り、午前 9 時より商工費、道の駅のトイレの管理について。若者定住のために雇用の場、企業誘致については。商工会への事業の貸付金の内容は。土木費では、雇用促進住宅の廃止について。道路計画で過疎計画含めての総合計画、町道の改良率や舗装率をどういう計画設定しているのか。設計委託料が多くなっているが職員でできないか。徳久バイパスの建設計画は。消防費では、消防団の再編成について、消火栓の訓練を。教育費では、佐用中学校の荒れている問題の対応は。スターシャワーの森の人件費。ピアノの調律費についての対応は。災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費については、主な質疑もなく、質疑を終結して、討論、採決を行い、原案可決で認定することに決しました。

認定第 2 号、平成 19 年度国民健康保険特別会計決算の認定について。まず国保税の収入未済と滞納整理は。乳幼児医療の対象者の資格発行の現状は。その後、討論、採決を行い、原案可決と決し認定をされました。

認定第 3 号、佐用町老人保健特別会計決算の認定について。質疑として、老人保健特別会計に対する国の方針と国庫負担の見解は。その後、討論、採決を行い、原案可決と決し認定されました。

認定第 4 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計決算の認定について。質疑として、不納欠損と収入未済について、家族介護支援事業の利用者数は。介護給付費準備金積立金は、積み立てのできる要因は何か。その後、討論、採決を行い、原案可決と決し認定されました。

認定第 5 号、平成 19 年度朝霧園特別会計決算の認定について。質疑、討論もなく原案可

決と決し認定されました。

認定第6号、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計決算の認定について。水道料金の減収の理由は、前年度との比較は、どう分析しているか。上月水道と佐用真盛水道の連携は。その後、討論、採決を行い、原案可決と決し、認定されました。

認定第7号、平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計の認定について、質疑として、5処理場の水質検査は特に悪いところはなかったのか。その後、討論、採決を行い、原案可決と決し認定されました。

認定第8号、平成19年度佐用町生活排水処理事業特別会計決算の認定について。質疑、討論もなく採決を行い、原案可決と決し、認定されました。

認定第9号、平成19年度佐用町西はりま天文台公園事業特別会計の決算の認定について。工事費の補正で工期が1週間しかなかったが工事は進んでいたか。その後、討論もなく採決を行い、原案可決と決し、認定されました。

認定第10号、平成19年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計決算の認定について。質疑として、収支の、収入収支の前年比は。運営状況については。その後、討論もなく採決を行い、原案可決と決し、認定されました。

認定第11号、平成19年度佐用町歯科保健特別会計決算の認定について。歯科衛生士と診療報酬の問題、歯科保健センターのあり方と保健活動は。その後、討論もなく採決を行い、原案可決と決し認定されました。

認定第12号、平成19年度佐用町宅地造成事業特別会計の決算の認定について。質疑、討論もなく採決を行い、原案可決と決し認定されました。

認定第13号、平成19年度佐用町石井財産区特別会計決算の認定について。質疑、討論も討論もなく採決を行い、原案可決と決し認定されました。

認定第14号、平成19年度佐用町農業共済事業特別会計決算の認定について。質疑、討論もなく採決を行い、原案可決と決し認定されました。

認定第15号、平成19年度佐用町水道事業会計決算の認定について。質疑、討論もなく採決を行い、原案可決と決し、認定されました。

以上、午後4時20分に閉会をいたしました。

以上で、決算特別委員会の報告といたします。

議長（西岡 正君） はい、どうもご苦労さんでした。

決算特別委員会委員長の審査報告は終わりました。

認定第1号から順次、委員長報告に対して質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしく願いをいたします。

ここで暫く休憩をしたいと思います。

午前10時29分 休憩

午前10時50分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開します。再開前に引き続き審議に入りますが、ただ今、教育推進課長、岡本課長の方から早退の届けが出ております。

それでは、再開いたします。

認定第1号、平成19年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず原案に反対の方から討論をお願いしたいと思います。
討論ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 平成19年度一般会計決算認定の反対討論をいたします。

平成19年度の入札の4割が落札率95パーセント以上で、入札の1位不動の実態は改めるべきです。また平成20年1月に随意契約で町職員の水道汚職事件が明るみになるなど、不公正な入札制度の改革が行なわれず町政に対する町民の信頼を失う事態となった責任は甚大です。公正な入札とともに町内業者を守るための小規模な仕事の確保も大切です。

産廃処理施設才金ファーム進出計画を住民無視で進め、町政を混乱させた町長の姿勢は問題です。町長は、町民本意の解決のために最後まで努めるべきです。

国・県の悪政に追随し、75歳という年齢で高齢者を保険から追い出して新たな保険制度とした後期高齢者医療は、平成20年度からの実施に向け、システム開発の補正を行っています。障害者自立支援法は1割負担が導入され、障害者を苦しめています。町独自の負担軽減に取り組むことを求めます。

町税では、定率減税廃止による増税が3,260万円となる中、1年未満での滞納者の差し押さえを行っています。滞納町税の差し押さえは悪質で5年の時効が成立し、回収が不能になる場合に限定すべきで、滞納対策は、町民生活実態に合った丁寧な対応を第一にするべきです。固定資産税3億7,200万円の未収金の8割以上、3億1,000万円はゴルフ場関係の大口滞納であり、厳正な滞納対策をしてこなかった責任は重大です。また町の貴重な税収を安易に放棄すべきではありません。地方交付税は、当初見積もりから5億5,000万円を積み戻す結果となっています。これは、地方交付税の過少見積りであり、厳格な見積りにすべきで、いたずらに町民に財政危機をあおるものです。住宅新築資金などの貸付金未収額8,542万円余りは、万全な債権の保全を保全措置をとるよう努めるべきです。そして、具体的な滞納回収を行うよう求めます。

歳出では、議会費では、委員会費用弁償支給は報酬の二重取りとも言えるもので、廃止するべきでした。町民の声で、平成20年7月1日からは廃止されました。

総務費では、支所機能の充実という合併当初の方針を堅持するべきです。本庁業務では、住民票は各種証明の発行などの窓口業務を勤労者の要求に沿って時間延長の実施を求めます。地元からの防犯灯・街路灯設置要望は、迅速に対応し、街路灯も町負担とするよう検討を求めます。

民生費では、外出支援サービスの利用促進のために、毎日運行と利用料の軽減、回数制限撤廃の声に応える検討を求めます。子どもの医療費は、一部負担金の窓口支払いをなくして完全無料化し、義務教育終了まで拡充することを求めます。介護予防事業は、実態把握と実効性のある対策をとるべきでした。学童保育は、全小学校区で実施に取り組むべきです。平成20年度、三日月の実施状況の分析・検討を求めます。保育園の延長保育の拡充を図るよう検討を求めます。また保育士は臨時対応でなく正職員を採用するべきです。

衛生費では、ごみの減量化を進め、にじはりま環境事務組合で進めている大型処理施設建設は、町民の負担を増やすものであり、見直しを図るべきです。ごみ袋は使いやすい物に改善を求めます。妊産婦検診回数補助を国が推奨する14回の実施を求めます。

農林水産業費では、食糧自給率の向上を目指し、集落営農や認定農業者とともに、小規模農家の支援をするべきです。有害鳥獣対策の充実を図るよう求めます。学校給食は安全な食材確保で実施し、佐用の特産品づくりなど地産地消に努めるよう求めます。

商工費では、無担保無保証人で低利の保障制度をつくるべきです。町内業者育成のための住宅リフォーム助成制度の導入を求めます。

土木費では、道路改良など工事は、本町計画を履行し、過疎債など有利な起債を活用し、十分な予算措置を講ずるべきです。町営住宅整備計画の明示を求めます。徳久バイパスなど国県工事の進捗状況、住民に説明を十分にしよう求めます。上福原佐用線、上三河平福線など合併支援道路をはじめ、国県事業の早期整備に努めるよう求めます。

消防費では、非常備消防などの整備充実をするべきです。播磨科学公園都市消防業務の委託範囲拡大の検討を求めます。

教育費では、社会教育は町教委に戻すべきです。就学援助制度は必要な人が利用しやすいものに検討を求めます。いじめや不登校など学校が荒れている実態があります。スクールカウンセラーの増員など検討を求めます。

以上、町の振興、福祉の充実に不十分で不公正な決算であることを指摘して反対討論いたします。

議長（西岡 正君） 続いて、賛成の方ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） 13 番、岡本安夫です。

認定第 1 号、平成 19 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の討論をいたします。たくさんの項目で反対されたんですけども、それに逐一反論しませんが、本町のみならず、各自治体は、総務省の自治体健全化法に基づく財政 4 指標のチェックがあり、非常に厳しい運営が求められております。昨日の神戸新聞でも、兵庫県内では、香美町、淡路市が、いわゆる黄信号と言われる、早期健全化レベルになっていると報道されました。それぞれ事情があるにせよ、合併したからといって、決して安穩とはしてられないというところであります。国の「三位一体改革」や県の「行革プラン」など厳しい財政環境の下で、行政当局理事者は、自主財源をはじめ依存財源の確保に懸命の努力をされ、管理経費の節減に最大の努力をされた結果が随所に見られております。財政運営の効率化と健全化に細心の注意を払ったこの決算を認定するのに何ら問題はないと思います。付け加えるなら、合併前からの懸案であった南光支所の建設、外出支援の車両購入、台風被害による森林災害や農地災害の復旧事業、教育費においては、上月小学校の体育館建設や耐震補強工事、更に今話題になっております「さようチャンネル」の放送に見られる、高度情報通信基盤の整備など、町民が必要かつ望まれている事業を堅実にやられております。

今後におきましては、特別会計のいわゆる見えない赤字の解消や現在の教育現場の問題、あるいは、進行する少子高齢化、過疎化対策に思い切った政策もと考えられますが、更に本町の協働のまちづくりを推進されたい。

国の政治の動向は非常に不透明であります。長期的展望に立った財政基盤の確立をきし、税の徴収や事業の執行には、公平かつ公正な運営は当然であるが、いわゆる弱者の立場の方には、細心の配慮と注意をされ、健全化と効率化に一層の努力を重ねるよう要望し賛成討論いたします。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 賛成でよろしいか。

議長（西岡 正君） はい、まあ、はい。

14 番（矢内作夫君） 19 年度の一般会計の決算に賛成の討論をいたします。

平成 19 年度当初予算は 127 億円 700 万円余りでありました。それに 6 回の補正を重ね決算額は約 137 億円であります。当初予算の説明、そして 6 回の補正の説明の中で、しっかりと、その使途の説明を受け認めてまいりました。それを現実に、忠実に執行された結果が今日の決算であります。ここで反対をする理由は全くありません。賛成をいたします。

ただ、毎年同じようなことを申し上げますが、佐用町の身の丈に合った規模を 1 年でも早く再構築するということでもあります。佐用町の標準財政規模は、約 72 億円とお聞きをいたしております。その中で、一般会計の 127 億円という現実があります。職員定数もしかり、公的施設の数もまたしかりであります。勿論、議員定数も例外ではないと私は思っております。今後町民の皆様にとしっかりと、その点、説明をする中で、整理統合できるものは合意をうる中で、できるだけ早く、その計画を示し、身の丈に合った行財政規模にするよう、努力されることを期待して賛成討論といたします。以上です。

議長（西岡 正君） はい、他にありませんか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2 番（新田俊一君） 賛成討論です。

ただ今の反対討論があったわけなんですけれども、数字的には、ちょっと分らないんですけれども、今、日本全国の各市町村が大変な財政が困難なような状態になっておる段階の中で反対された方のように、あれも良くせい、これも良くせいということ全部網羅して、全部それをやっていきますと、赤字が益々増えていくんじゃないかなと思います。だから、今は、庵道町長さんで安定な財政を進めていっておられますので、先ほど、矢内議員がおっしゃったとおり、この予算については、肅々と進めてきたものでありますので、私は、今後、こういう状況が続きますことを希望しまして賛成といたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですので、討論なしと認めます。これで、本案について、討論を終結いたします。

これより認定第 1 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

認定第 1 号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、認定第1号、平成19年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第2号、平成19年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論に入りますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 21番、共産党の鍋島です。

私は、平成19年度国民健康保険会計、ああ特別会計決算認定の反対討論をいたします。

本会計は、自営業者や年金生活者など比較的所得の低い方が加入する町民の命と健康を守る上で重要な役割を持つ保険制度の会計であります。

しかし、この間、国は、当然、国が責任を負わなければならない負担を地方自治体に転嫁し、過酷な国保税の徴収を地方自治体に強制するという欠陥だらけの国民皆保険制度に改悪してきたものであります。本決算の問題は、このことを前提としながらも、被保険者の負担をできるだけ軽減することに心を砕くものになっているかということでありまして。本決算での国保税収入未済額は、6,100万円を超え、依然として厳しい実態であります。これは、少なくない加入者にとって、払いたくても払えないほどの税額になっていると言わざるを得ませ。私達共産党町議団が、この5、6月にかけて実施した、町民アンケートでも、国保税の引き下げを求める多くの声が寄せられています。取り分け旧三日月町の加入者の方は、合併後3割を超える増税となっております。

そこで、第1点目として、一般会計からの繰入で国保税の引き下げをすべきにもかかわらず、実施しなかった当局の行政姿勢は問題であることを指摘いたします。

2点目は、国保税滞納者への行きすぎた国保証の取り上げ問題であります。特に、病院窓口で医療費の全額を自己負担しなければならない資格証明証の発行は、乳幼児医療対象世帯にまで及んでいる実態は言語道断であります。早急に是正すべきことを指摘し反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、次に賛成の方ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 4番、岡本です。

認定第2号、平成19年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出の決算の認定事案に対

し賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は自営業者や農業者など、会社などの被保険者に加入されていない方を対象として、疾病負傷等について必要な給付を行う制度として医療費を保険者と被保険者が一定割合で負担し、疾病時の被保険者の経済的負担を軽減し、住民の健康増進に貢献しているものでございます。また、進展する高度医療による医療費の増や昨今の経済状況悪化、少子高齢化進展等に加え、医療費、医師不足やら高齢者の増えまして、時代とともに、やはり内容についても変わっていかないといけないと思っておりますけれど、佐用町におきましては、22億8,767万円の金額で歳出しておりますけれど、基金からも取り崩しまして5,100万円を繰入、また一般会計からも1億4,585万円を入れております。まあ、佐用町におきましては、65歳以上の方が6,458人、75歳以上が2,763人もいらっしやり、高齢化率も31.28と大変厳しい、これから今後、そういう高齢化の中です、やはり、こういうことがやっていかないといけないと思っておりますけれど、ただ、その中で気になるのは、不納欠損として87万3,000円、収入未済6,108万円でございますけれど、これらの分についても、十分対処していただいて、いただきたいと思っております。

これについて、賛成の立場から討論といたします。以上です。

議長（西岡 正君） 他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第2号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

認定第2号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、認定第2号、平成19年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第3号、平成19年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 認定第3号、平成19年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の反対討論を行います。

19年度高齢者は、住民税の公的年金額の140万円から120万円に引き下げられ、更に、老年者控除の廃止、老齢加算の廃止などにより実質所得は減る中で、医療費は、この間、自己負担が1割から2割へ。定率から定額に変わり、現役並み所得の人は、窓口負担2割から3割になっています。老人保健会計は、20年度更に過酷な後期高齢者医療制度に移行しましたが、発足以来、高齢者の医療費負担増を重ねて来ました。長高齢者の負担を軽減

することなく老人いじめの制度であることを指摘して反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、次に賛成の方ありますか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 認定第 3 号、平成 19 年度、佐用町老人保健特別会計の賛成討論を行います。

本会計については、先的全議員による決算特別委員会で、慎重審議を行った結果、予算執行等において、定期的に執行されており、よって賛成いたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第 3 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

認定第 3 号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、認定第 3 号、平成 19 年度佐用町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第 4 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないます。まず、原案に反対の方からお願いいたします。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

認定第 4 号、平成 19 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算に反対の討論をいたします。

介護保険制度は、この間 2005 年の 10 月居住費・食費の値上げに続いて、2006 年 4 月からの介護予防の推進や介護ベッドなどの利用制限で介護サービスの削減を強行し、介護需要の拡大を無視してきた姿勢が続いています。政府が導入した介護予防事業は、1、介護予防特定高齢者施策。2、介護予防一般高齢者施策。3、介護予防ケアマネジメント事業から構成され、これによって、介護給付費削減を狙っています。特定高齢者施策は、65 歳以上の高齢者の 3 から 5 パーセント程度が対象とされ、そのままの生活を続けた場合に、要支援、要介護 1 となる可能性の高い高齢者に対して筋力トレーニング、栄養相談な

どを行う介護予防事業です。本町においては、65歳以上の6,500人程度の方の中で、2007年度に、この事業の対象となったのが、4.9パーセントの324人で、その内、実際に事業に参加できたのは、3割の98人です。868万円の予算を組みながら410万円程度の決算となっています。

全国の自治体で実態に合わない和不評で厚生労働省は25項目のチェックリストの基準を緩和するなどして特定高齢者を増やす方向です。また、1次判定の結果を2次判定で変更させないように、指導助言し、介護給付抑制を進めています。

本町は施設的に恵まれて要るといわれますが、入所待ち100人以上という実態があります。行き先が決まらず病院を退院できないという実態があります。一番の問題は、保険料を掛けながらサービスが必要に応じてではなく、どれだけ払えるかによる制度上の欠陥があること。2番目に、保険料の軽減措置について、一般会計からの繰入ができないのは、できないというのは、誤りで、そういう措置も取るべきということ述べ、反対討論とします。

議長（西岡 正君） はい、次に、賛成の方ございますか。

〔高木君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、高木照雄君。

10番（高木照雄君） 10番、高木です。

認定第4号、平成19年度介護保険特別会に賛成討論をさせていただきます。

本特別会計は、介護保険事業計画により、介護保険制度の見直しの中、地域支援事業により、高年齢、介護を必要とする方を対象とした介護予防事業などを実施し、介護施設等についても、職員は言うまでもなく、関係者の理解を得ながら、予算の執行を概ね計画どおり実行されたことを深く感謝し、また評価し、今後高齢者、介護を必要とする人が、益々増えていくと思いますので、介護予防の一層の充実を図っていただき、運営面についても研究取り組んでいただくことを要望し賛成討論とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第4号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

認定第4号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、認定第4号、平成19年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第5号、平成19年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行ないませんが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います、まず原案に反対の方よりお願いいたします。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第5号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

認定第5号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、認定第5号、平成19年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第6号、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対して質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 平成19年度簡易水道事業特別会計決算認定に反対の討論をいたします。

町水道事業は、町民の命と暮らしを守るという根幹で重要なものです。しかし、平成19年度随意契約で町職員の水道汚職事件が発生しました。今回の事件は、合併後の随意契約であり、財務規則で2社以上に見積をさせることを厳守して来なかった町長の政治責任は重大です。入札業務の公正、厳正さを確立するため、落札率95パーセント以上、1位不動の法則など、異常な入札実態を改革すること。業者との癒着問題、公正な入札制度への改革が必要です。また、三日月簡易水道地域の使用料の基本料金は、1,600円から2,100円に500円の値上げ、超過料金は、100円から120円に20円の値上げがされたままとなっています。これは、新町への希望を持つためにもするべきではありませんでした。

以上、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、次に賛成の方ありますか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

17番（山田弘治君） 17番、山田です。

認定6号、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案に対して賛成の立場から討論をいたします。

本会計は、安全で安全な水道水を町民に提供することを目的とした事業会計であります。限られた事業予算の中で南部簡易水道脱水機械設置工事を初めとする各工事を実施し、より安定した水道水の確保に努められ、また合併時の懸案事項でありました、佐用地区・上月地区・南光地区・三日月地区の水道施設の稼働状態監視及びデータの一元管理等設備機械の遠隔制御を行うことのできる水道施設中央管理制御システム整備工事に取り組むなど、その事業に取り組む姿勢は高く評価するものであり、更に上月大酒水源の余裕ある水道水の有効活用についての課長答弁についても高く評価するものであります。他方前年度対比の有水率が下がっており、なお一層の有収水量の増水に努められる事を指摘し、認定6号、平成19年度、佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出の決算についての賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第6号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

認定第6号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。認定第6号、平成19年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第7号、平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認定第7号を、採決します。この採決は、挙手によって行ないます。

認定第7号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、認定第7号、平成19年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第8号、平成19年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認定第8号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
認定第8号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、認定第8号、平成19年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
認定第9号、平成19年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑を行ないませんが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
討論を行ないませんが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認定第9号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
認定第9号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、認定第9号、平成19年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
認定第10号、平成19年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑に入りますが、ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、4 番、岡本です。この監査の中でですね、別冊で、将来においては、指定管理者制度も云々と謳われておりますけれど、それらのことについて、何か討議言うんか、意見が出たでしょうか。どうか。

議長（西岡 正君） はい、委員長、岡本、ああ失礼、森本和生君。

決算特別委員長（森本和生君） はい、ええっと、質問、委員会の時に出席されておったんで、出たかですか、その時に。ええか。

議長（西岡 正君） 岡本議員取り消しですか。よろしいか。

4 番（岡本義次君） 勉強しよったで、後で、出て来たで、その折によ言わなんだでごめんなさい。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認定第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行ないます。
認定第 10 号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、認定第 10 号、平成 19 年度笹ヶ丘、失礼、佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
認定第 11 号、平成 19 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論を終結いたします。
これより、認定第 11 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
認定第 11 号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、認定第 11 号、平成 19 年度佐用町
歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第 12 号、平成 19 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、
委員長の報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第 12 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

認定第 12 号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定する
ことに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、認定第 12 号、平成 19 年度佐用町
宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第 13 号、平成 19 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、委
員長に報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより認定第 13 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

認定第 13 号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定する
ことに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、認定第 13 号、平成 19 年度佐用町
石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第 14 号、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、
委員長の報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行います但ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでありますので、討論を終結いたします。
これより認定第 14 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
認定第 14 号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、認定第 14 号、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。
認定第 15 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
続いて、討論を行います但、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでございますので討論を終結いたします。
これより認定第 15 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
認定第 15 号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

8 番（井上洋文君） 13 号とね 14 号と何か間違っておるような。13 号の時に 14 号言われたように思うんですけども。

議長（西岡 正君） ああ、そうですか。先ほどの採決のやつですか。すいません、ちょっと待ってください。
ちょっと、暫く休憩します。ちょっと待ってください。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、会議を再開いたします。

これより認定第 14 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

認定第 14 号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、認定第 14 号、平成 19 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定されました。

認定第 15 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計決算の認定について、委員長の報告に対する質疑を行ないませんが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので討論を終結いたします。

これより認定第 15 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

認定第 15 号に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、認定第 15 号、平成 19 年度佐用町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

日程第 22 . 同意第 8 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 日程 22、同意第 8 号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議長（西岡 正君） ちょっと、暫く休憩します。ちょっと待ってください。

午前 11 時 32 分 休憩

午前 11 時 33 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、会議を再開いたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、失礼します。ただ今、上程いただきました同意第8号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

佐用町公平委員会委員、清水良勝（しみずよしかつ）氏の任期が本年12月1日で満了するに伴い、山根勝博（やまねかつひろ）氏を後任の佐用町公平委員に選任いたしたく地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご同意いただきますように、お願いを申しあげまして提案説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

この際、お諮りいたします。

本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは本案に対する討論を省略し、採決をいたします。

同意第8号、佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって本案は、原案のとおり同意されました。

日程第23．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 日程第23に入ります。

日程第23は、閉会中の所管事務調査についてであります。

お諮りいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

午前11時34分 休憩

午前11時36分 再開

議長（西岡 正君） 会議を再開します。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 23 回佐用町議会定例会はこれをもちまして閉会をいたします。

閉会にあたりまして、一言ごあいあつを申し上げます。

9月9日から今日まで 24 日間、審議をしていただきました。特に決算審査ということも多く、質疑が出たわけでありますが、当局におかれましては、今後執行に当たり、予算執行に当たり、また来年度予算組みにいかしていただければ幸いです。

これから、日一日と寒くなって参ります。議員各位また町長はじめ職員の皆さん方もお体をご自愛いただきまして、佐用町発展のためになお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会のあいさつといたします。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵邊典章君） どうもお疲れ様でした。それぞれ、たくさんの今議会にも議案を提出、提案をさせていただきましたけれども、慎重にご審議をいただきまして、全て提案どおりご承認また認定をいただきましてありがとうございます。

今、議長もお話いただきましたように審議また審査の中におきまして多くのいろいろな意見、また指摘もいただきました。この件に、そういうことにつきましては、今後十分にですね、真摯に受け止めさせていただきます、今後、より適正な、また業務の行える様にですね、行っていけるように適正に業務を行っていけるように努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

昨日 10 月 1 日は、佐用町合併、丁度丸 3 年になる記念日でした。朝、早朝全職員が集会を行いまして、一応職員としての丸 3 周年のですね、いろいろと集会を持たせていただきました。今非常に全国自治体財政的な問題で苦勞されております。新聞紙上にもですね、次々と、そういう状況が明らかにされておりますけれども、お陰様を持ちまして佐用町の現状におきましては、町民の皆さん、そして議員の皆さん、いろいろとご指導、ご協力いただいた中でですね、この 3 年間務めてまいりまして、まあ県下の市町なんかにおいても平均以上の財政状況を、今つくり出すことができまして、できたことがですね、佐用町にとって、非常にありがたい、嬉しいことではないかなというふうに思っております。

今後、まだまだたくさんの、いろいろな課題、また今の現状を見て、課題はたくさんありますけれども、何と云ってもですね、財政基盤の安定ということが、いろいろな課題に取り組むための最低限必要なことでもあります。そういう意味で、町としても 3 年間において何とか、そういう基盤づくりができたのではないかなというふうに思っております。

まあ、新田議員ご指摘いただきましたように、こういう状況を続けながらですね、今後の、たくさんの、いろいろな町発展のための課題にかかんに取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えておりますので、今後とも、ひとつ議会と、そして私、町執行部と両輪になってですね、町のために頑張っていけるように、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まあ、本当に季節も、この 1 カ月でですね、大きく進みました。ようやく本格的な秋の訪れが参りました。季節の変わり目、それぞれ健康に十分ご留意いただきまして、ますますご活躍をいただきますように、ご祈念申し上げましてお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、どうもありがとうございました。

午前 11 時 38 分 閉会
